

令和5年度行橋市職員採用試験案内（後期）

1. 第1次試験日 令和6年1月24日（水）～2月 6日（火）

2. 受付期間 令和6年1月 4日（木）～1月19日（金）

【電子申請】1月19日（金）17時まで

【持参】8時30分～17時（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）

3. 試験区分、採用予定、職務の概要等

試験区分		採用予定数	職務の概要等
上級	事務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	技術職（土木）	1名程度	市長部局・水道事業等で設計、施工監督等の業務に従事します。
	技術職（保健師）	1名程度	市長部局等で保健師の業務に従事します。

4. 受験資格

試験区分		受験資格
上級	事務職	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
	技術職（土木）	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、下記いずれかの資格を有し、かつ、職務経験を5年以上（令和5年12月末日現在）有する人 ○1級又は2級土木施工管理技士 ○技術士（建設部門、上下水道部門、総合技術監理部門のいずれか） ○技術士補（建設部門） ○技術士（建設部門）第1次試験合格者 ※「職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、非常勤のアルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。職務経験が複数ある場合は通算することが出来ませんが、同一期間内では、いずれか一方のみの職歴に限ります。 なお、合格決定後、職務経験期間確認のため職歴証明書等を提出していただきます。その際、必要な期間が確認できない場合は、採用されません。
	技術職（保健師）	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、現に保健師免許を有する人又は令和6年3月までに免許取得見込みの人

【受験資格留意事項】

※ 全ての試験区分において、学歴は問いません。

※ 次に該当する人は、受験できません。

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 行橋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 試験の日時、会場、合格発表

(第1次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
全試験区分共通	令和6年1月24日(水) ～2月6日(火) ※上記期間のうち、受験生が 選択する日時	受験生が選択する テストセンター ※ (全国の指定会場)	令和6年2月9日(金) (予定) 行橋市ホームページ及び市役 所掲示板に合格者の受験番号 を掲示します。 なお、合格者のみ文書で通知 します。

※選択できる会場は、CBTS 受験者専用サイトまたは行橋市公式ホームページに掲載している
PDF ファイルをご確認ください。

※会場の開催日によっては、受験できない日があります。

第1次試験 (SCOA 受験) について

- ①電子申請の際に入力されたメールアドレスあてに、行橋市から別途SCOAの受験依頼メールを送信します。
- ②受験依頼メールで「受験番号」「受験用URL」を送信します。
ここで通知される受験番号が合格発表時に掲載される番号となりますので、謝って削除をしないようにしてください。
- ③上記のURL よりテストセンターの日時予約をして、受験可能期間中に必ず受験してください。
なお、受験の際には身分証明書が必要になります。

(第2次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
全試験区分共通	集団討論 個人面接 2月中旬	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	令和6年2月下旬に行橋市ホ ームページ及び市役所掲示板 に合格者の受験番号を掲示す るほか、受験者全員に合否結 果を文書で通知します。

6. 試験の科目、内容等

	試 験 区 分	科 目	内 容
1 次 試 験	全試験区分共通	SCOA (総合適性検査)	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎能力検査 (5科目) 言語：文章読解能力、数理：数的能力、 論理：論理的思考能力、常識：人文・社会、 自然に関する一般常識、英語：基礎英語 • パーソナリティ検査
2 次 試 験	全試験区分共通	集団討論	人柄等についての集団討論による試験
		個人面接	人柄等についての個人面接による試験

7. 試験合格から採用まで

この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、職員に欠員が生じ、市長が必要と認めた場合に、その中から名簿登載順に採用（原則として6ヶ月間は条件附採用）されます。従って、登載順位によっては採用が遅れたり、採用されないこともあります。なお、この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から1年です。

この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和6年4月1日以降に行われます。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合及び免許を必要とする職について免許を取得できなかった場合は、採用されません。

8. 給与（給料、諸手当）

202,400円程度の給与が支給されます。なお、上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。また、給与に併せて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、これらの額は、給与関係の条例、規則等の改正により変更されることがあります。

9. 試験結果の開示

この試験の結果については、行橋市個人情報の保護に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が受験票を持参のうえ、直接市役所にお越し下さい。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者	順位及び得点	最終合格発表の5日後から60日間	行橋市役所4階 総務課職員係
第2次試験				
第3次試験				

（注）未成年者の法定代理人が開示請求をするときは、受験票の他に、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本）及び法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を持参して下さい。

10. 受験手続

① 試験案内及び申込書・受験票の請求

■ 行橋市ホームページからダウンロード

行橋市ホームページから試験案内のダウンロード及び電子申請を行うことができます。

電子申請せず、申込書及び受験票をダウンロードする場合は、A4サイズの白色用紙（感熱紙、裏紙等の使用は不可）で、はがきの厚さ程度のものに、縮小や拡大をせずに印刷して下さい。

■ 窓口での請求

行橋市役所4階総務課職員係にて配付します。

■ 郵送での請求

封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが折らずに入る大きさ）を「宛先」明記の上同封して下さい。

※ 切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は、申込書等は送付しません。

※ 請求をしてから1週間を過ぎても申込書等が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

② 受験申込

■ 原則、電子申請により申し込んで下さい。

電子申請ができない場合は、書類を持参または郵送でお申し込み下さい。

■ 受付期間 令和6年1月4日（木）から1月19日（金）まで

電子申請：1月19日（金）17時まで

持参：8時30分から17時まで（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）

※ 電子申請申込時の通信障害等のトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕をもってお申し込み下さい。

※ 郵送の場合は、1月19日（金）までの消印があり、かつ書類が完備しているものに限り受け付けます。

※ 郵送で申し込む場合は、簡易書留として下さい。その際は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きして下さい。84円切手を貼った返信用封筒（長形3号封筒）を「宛先」明記の上同封して下さい。

※ 受験資格である資格・免許を取得している人は、申込みの際に、資格免許の写し（A4サイズ）を添付して下さい。

③ 受験票の交付

電子申請：受付処理完了後に、申請の際に使用したメールアドレスあてに受験票のデータを送付します。

※ 迷惑メール等の設定をしている場合は「@mail.graffer.jp」のドメインから送信されるメールが受信できるよう設定して下さい。

※ メール容量が一杯の場合は受信ができない場合があります。メール設定の不備等により受信できず、受験できなかった場合は一切責任を負いません。

郵送申請：受付後に返信用封筒にて返送します。

窓口申請：当日窓口にて交付します。

※ 申込後1週間を過ぎても受験票が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

④ 申込書等作成上の留意事項

■ 電子申請の場合、写真（申込前3ヶ月以内に、上半身・無帽・正面向きで撮影したもの）を必ず添付して下さい。

郵送・持参の場合は申込書及び受験票に、それぞれ写真（縦4cm×横3cm程度のもの）を貼って下さい。（申込前3ヶ月以内に、上半身・無帽・正面向きで撮影したもので、写真の裏に氏名・試験区分を記入しておくこと。）

⑤ 受験票の紛失等

交付された受験票は、第2次試験より必要になります。受験票を紛失した場合は、必ず総務課職員係までご連絡下さい。（紙の場合のみ。電子申請の場合は再ダウンロードが可能です）

〔参考〕日本国籍を有しない受験者の皆様へ

令和5年度行橋市職員採用試験においては、日本国籍を有しない人も受験することができます。
採用後は、公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、本市職員採用試験を受験するに当たっては、下記の事項にご注意下さい。

1. 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、公務員に関する基本原則・・・日本国籍を有しない人は、公権力の行使（許可、市税の賦課徴収、強制執行など住民の権利義務等を一方的に決定すること）又は公の意思の形成への参画（行政施策の企画立案、予算の編成など政策的判断を伴う事務について決定すること）に携わる職に就くことはできないという原則・・・に基づいて行われます。

従って、上記の公務員に関する基本原則にあたらぬ職に就くことになります。

2. 従事する職及び管理職への昇任について

行橋市では、上記の公務員に関する基本原則にある公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について次のとおり定めていますので、採用後は概ねこれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徴税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 市財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職

3. 日本国籍を有しない人で、採用時点において法令により永住が認められていない人（在留の資格が「永住者」又は「特別永住者」以外の人）は、採用されません。

【申込みと問い合わせ先】

行橋市総務部総務課職員係

〒 824-8601 行橋市中央一丁目1番1号（市役所東棟4階）

TEL 0930-25-1111 （内線）1433・1434